

施設園芸物価高騰緊急対策事業実施に係る運用について

令和 7 年 3 月 10 日

農 産 園 芸 課

令和 7 年 4 月 11 日改正

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年 4 月 1 日農産園芸課）（以下、「交付要綱」という。）における、「施設園芸物価高騰緊急対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

ハウス本体の長寿命化や収量向上につながる環境制御機の導入等の支援を行うことにより、施設園芸農家への物価高騰の影響緩和と生産基盤の維持を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

（1）ハウス長寿命化緊急支援事業

ア 補助対象経費

既存ハウスの改修や補強に係る経費（工事費含む）

（ア）対象経費例

- a 改修：柱、パイプ等 ※根石、被覆資材（防虫ネット、内張含む）を除く
- b 補強：ダイバー、ブレース、作物荷重等の追加、防風ネットの設置

（イ）留意点

- a 国の農業用ハウス強靱化緊急対策事業が活用できない生産者を対象とする。
- b 本人所有のハウスを対象とし、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への譲渡は対象としない。
- c 基本的に法定耐用年数を経過したハウスを対象とし、経過年数が古いものを優先する。

（2）環境制御機の導入支援事業

ア 補助対象経費

ハウス内環境の最適化に必要な環境制御装置の導入にかかる経費

（ア）対象経費例

- a 環境測定機：ハウス内の環境を測定する機器（施工費は含まない）
- b 炭酸ガス発生装置：炭酸ガス発生装置（局所施用含む）（施工費は含まない）

（イ）留意点

- a 環境測定機はデータ共有基盤「ミライズ」と連携している機器とし、Dプロに参加すること（事前申込書等の提出）を条件とする。
※ Dプロ：施設園芸のデジタル化プロジェクト
- b 炭酸ガス発生装置はすでにDプロへ参加している生産者を優先する。

- c 県のスマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業との併用はできない。

(3) 木質ペレット安定価格支援事業

ア 補助対象経費

木質ペレット価格の負担軽減に係る経費。

(ア) 留意点

- a 木質ペレット価格安定支援事業は、施設園芸用木質ペレット暖房機に使用される木質ペレット燃料を販売する者のうち、重油使用量削減のための取組を推進するとともに、利用者への安定供給へ取り組んでいること。事業の着手は、交付要綱別表の補助対象経費にあるとおり、令和6年4月1日以降に実施したものを対象とする。

イ 補助上限額

1 事業実施主体当たり3,500千円

3 事業実施等の手続き等

(1) 事業計画書の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、事業計画書（交付要綱別記様式第1号その18又は18-2）を作成の上、ハウス長寿命化緊急支援事業又は環境制御機の導入支援事業に係る計画書は、所管する西臼杵支庁又は農林振興局（以下、「支庁・振興局」という。）の長に提出し、木質ペレット安定価格支援事業に係る計画書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

ただし、ハウス長寿命化緊急支援事業又は環境制御機の導入支援事業に係る計画書であっても、複数の地域をまたぐ事業実施主体の場合は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

(2) 事業実施計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業実施計画の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付にあたっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

事業実施主体は、令和8年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、ハウス長寿命化緊急支援事業又は環境制御機の導入支援事業に係る実績書は、所管する支庁・振興局の長に提出し、木質ペレット安定価格支援事業に係る実績書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。